

戸籍に記載される「氏名のフリガナ」の確認はお済みですか？

戸籍法の改正（令和7年5月26日施行）により、これまで戸籍に記載のなかった氏名のフリガナが新たな記載事項となりました。本籍地の役場では、本籍の方へフリガナを確認していただくための通知を昨年6月～8月頃に送付しています。

○ はがきに書かれているフリガナが正しい場合

令和8年5月26日以降、そのまま戸籍に記載されます。届出は不要です。なお、フリガナが証明された戸籍や住民票が早期に必要な場合は、フリガナの届出をしていただく必要があります。

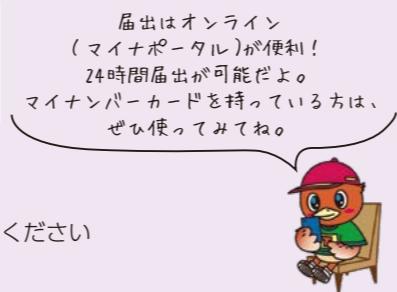
✗ はがきに書かれているフリガナが誤っている場合

期限までに届出がないときは、そのまま戸籍に記載されます。必ず届出をしてください。
届出期限：令和8年5月25日

Q. 通知を紛失してしまいフリガナの確認ができません。どうしたらいいですか？

A. 窓口にてお伝えしますので、ご本人確認書類をお持ちの上、役場にお越しください。

※本籍地により取り扱いが異なる場合がありますので、ご自分の本籍地の役場へお問い合わせください



マイナンバーカードの窓口

マイナンバーカードをご利用の際は 暗証番号忘れにご注意ください。



● パスワードとは？

マイナンバーカードには、次のような暗証番号が設定されています。

- 利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4桁）
- 使用例 コンビニで住民票の写しなどの証明書を取得する、病院で保険証として使う など
- 署名用電子証明書の暗証番号（英数字6～16桁）
- 使用例 e-Tax（税務申告）、免許証と一体化する手続き など

「忘れてしまった」「誤ってロックがかかってしまった」場合には、再設定や初期化が必要です。

※利用者証明用は3回、署名用は5回の誤入力でロックされます。

● 暗証番号の初期化・再設定方法

方法1 役場窓口での再設定

役場窓口で手続きが必要です。その際、マイナンバーカードをお持ちのうえ、役場窓口へお越しください。

方法2 コンビニ等での再設定（来庁不要）

全国のコンビニ等に設置されているマルチコピー機で暗証番号の初期化・再設定ができます。

※利用者証明用または署名用電子証明書の暗証番号どちらか片方がわかる場合に再設定が可能です。

※コンビニでの操作前に「JPKI暗証番号リセット」アプリケーションのダウンロードが必要です。

▼ 詳細はこち



● 代理人による手続きについて

本人が来庁できない場合、代理人（ご家族など）による再設定申請が可能です。

※ただし、即日に完了することはできず、本人への照会書郵送の手続きが必要になりますので事前にご相談ください。

● マイナンバーカードのお手続き窓口

平日	9:00～12:00 13:00～16:45
毎週水曜日（延長窓口）	9:00～12:00 13:00～18:30
休日臨時交付窓口	2月15日（日） 9:00～12:00 ※証明書の発行や、届出の受付はしていません。

現在、カードの電子証明書の更新のお手続きで窓口が混みやすくなっています。
可能な限り、電話予約の上、ご来庁ください。

予約・問い合わせ 町民課町民係（マイナンバーカード専門窓口） ☎ 86-4081（受付時間 平日 8:30～17:15）

確定申告は、ご自宅からスマホ申告で

確定申告書作成会場は、大変混雑します。税務署に行かなくても、スマートフォンとマイナンバーカードがあれば、ご自宅から、「e-Tax」による作成・提出ができます。詳細は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご確認ください。

● 佐原税務署では、確定申告書作成会場を開設します

開設期間 2月16日（月）～3月16日（月）（土日、祝日を除く） 8:30～16:00（提出のみの方は17:00まで）

相談時間 9:00～17:00

持ち物 スマートフォン、マイナンバーカード、マイナンバーカードの暗証番号（2種類）、利用者証明用電子証明書（数字4桁）、署名用電子証明書（英数字6文字以上16文字以下）、申告書の作成に必要な書類



▲ 確定申告書等作成コーナー



▲ 国税庁公式LINEアカウント

● 確定申告書作成会場への入場にはオンライン事前予約が必要です。

LINEアプリで国税庁公式LINEアカウントを「友だち追加」して予約してください。

当日確定申告会場でも入場整理券を配布しておりますが、長時間お待ちいただく場合があります。

なお、入場整理券の配布が終了次第、事前予約の方以外の受付を締め切ります。

● 開設期間前の相談は事前予約制になります。

上記オンライン予約をご利用ください。当日入場整理券の配布はありません。

● マイナンバーカードの暗証番号失念または電子証明書の有効期限が過ぎている方

暗証番号の再発行または更新手続きを受ける必要があります。（町民係 ☎ 86-4081）

● 申告書などの提出について

提出のみの場合は、佐原税務署の総合窓口に持参または郵送でご提出ください。

（郵送での提出先）〒262-8507 千葉市花見川区武石町1丁目520番地

東京国税局業務センター千葉西分室（佐原税務署）

（確定申告に関する電話相談）
国税局電話相談センター
☎ 0570-00-5901
(電話相談以外のお問い合わせ)
佐原税務署 個人課税部門
☎ 54-1331

令和7年度 税制改正

令和7年度税制改正により、個人所得課税の見直しが行われ、「扶養親族等の所得要件の改正」や「給与所得控除の見直し」、「特定親族特別控除の創設」が行われました。改正は令和7年1月1日から12月31日までの収入を基礎とする令和8年度個人住民税に適用されます。

■ 扶養親族等の所得要件の改正

所得税の基礎控除の改正に伴い、扶養控除の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。

改正に係る所得要件	改正前	改正後
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	48万円	58万円
ひとり親が有する生計を一にする子の総所得金額等	48万円	58万円
雑損控除の適用を認められる親族に係る総所得金額	48万円	58万円
勤労学生の合計所得金額	75万円	85万円
家内労働者の特例における必要経費に算入する金額の最低保証額	55万円	65万円

■ 給与所得控除の見直し

給与所得控除について、55万円の最低保証額が65万円に引き上げられました。

給与の収入額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162万5千円以下	55万円	
162万5千円超	給与収入×40% - 10万円	65万円
180万円超	190万円以下	
190万円超	給与収入×30% + 8万円	
	改正なし	

■ 特定親族特別控除の創設

納税者に、生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等について、58万円を超える所得があっても、一定の金額の所得控除が受けられる特定親族特別控除が創設されました。

特定親族の合計所得金額	住民税控除額
58万円超	95万円以下
95万円超	100万円以下
100万円超	105万円以下
105万円超	110万円以下
110万円超	115万円以下
115万円超	120万円以下
120万円超	123万円以下

※所得税のみの改正として、令和7年分の確定申告から基礎控除の引き上げも行われます。

詳細は国税庁のウェブサイトをご確認ください。



町民課 賦課徵収係 ☎ 86-6073

広報とうのしょう 2026.2